

特記仕様書

1 適用

この特記仕様書は、四日市港管理組合の発注する「四日市港電気設備小規模修繕（単価契約）業務委託（令和7年度後期）」に適用する。

2 一般事項

本業務は、契約期間のうち、平日の昼間に作業を実施するほかに、平日の夜間、休日を含めた24時間における、緊急の応急処理が含まれる。また、異常気象時の緊急の応急処理を迅速に実施するものである。

3 委託方法

- (1) 四日市港管理組合 道路等小規模修繕業務委託実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (2) 実施要領のうち、4 契約書等について次のとおりとする

4 契約書等

契 約 書	「維持業務委託契約書」及び「維持業務委託契約書の条項」
仕 様 書	維持業務仕様書
特記仕様書	特記仕様書
設 計 書	単価表
準拠基準	三重県公共工事共通仕様書 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

4 提出書類

- (1) 現場代理人を含めた緊急対応の連絡先を早急に提出すること。
- (2) 完了報告書に、現場写真（同一位置から工事の着手及び完了後撮影したもの）、作業日報、その他出来高の確認に必要な書類を提出する。

5 検収単位

検収単位は、別表単価表の検収単位とし、直近以下は四捨五入とする。ただし、業務指示書による1回当りの数量が検収単位に満たないときは、検収単位を切り上げるものとする。

6 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) （1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

7 その他

- (1) 本契約に類似、または相当の工種については、適正な精算または適正な見積等により金額を決定し指示する。
- (2) 受注者は業務指示書を受領後、迅速な対応を行うこと。
- (3) 当業務委託は**令和8年3月末**までの契約期間となっており、令和8年度前期の業務委託と契約期間（**令和8年3月**）が重複することとなる。そのため、他契約と契約期間が重複する期間の指示については、契約時期の遅い業務委託において業務を実施する場合がある。

維持業務仕様書

第1節 総 則

第1条 適 用

- 1 この仕様は、四日市港管理組合が発注する道路・海岸・港湾の維持業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。
- 2 この仕様のほか、特記仕様書を定めたときは、その特記仕様書を優先して適用するものとする。

第2条 通報等

- 1 受注者は、常に監督員と連絡のとれる態勢を心掛けなければならない。
- 2 受注者は、第三者から通報・連絡等があった場合は、丁寧に対応し、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

第3条 監督員の立会

- 1 受注者は、監督員が立会を指定した業務については、監督員の立会を得て実施するものとする。
- 2 受注者は、業務実施に当たり、監督員の立会を必要と認めたときは、監督員に立会を求めることができるものとする。

第4条 跡片付け

- 1 受注者は、業務が完了したときは、直ちに跡片付けおよび清掃等を行わなければならない。
- 2 業務が着手した日に完了しないときは、監督員に報告するとともに、他に危険が生じないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。

第5条 廃棄物、現場発生材の処理

- 1 受注者は、業務実施に伴って生ずる廃棄物を「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処分すること。
- 2 現場発生材の処理については、監督員との協議とする。

第6条 地下埋設箇所の施行

掘削を伴う工事の施行に当たっては、着手前に埋設物管理者および監督員と協議し、埋設物に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

第7条 出来高の確認資料

現場代理人は、業務実施にあたっては、現場写真、作業日報、その他出来高の確認に必要な資料を作成し、監督員の指示に従い提出するものとする。

第8条 交通規制

- 1 受注者は、業務実施にあたって交通規制を必要とするときは、あらかじめ監督員に申し出てその指示に従わなければならない。
- 2 業務実施にあたって交通に危険を及ぼすおそれがあるときは、バリケード、セーフティコーン、赤色灯、標識等によるほか、必要に応じた交通整理員を配置して交通の安全を確保しなければならない。

第9条 委託料について

監督員の指示を受けた後施工にかかること。指示は指示書により行うが、委託料は100円未満を切り捨てた小計に消費税を加算したものとする。

第10条 その他

- 1 現場代理人は、業務実施にあたっては、上屋使用者等の関係者との連絡調整を行うものとする。
- 2 工事施工にあたり、関係官公署等への必要な届出、手続きを遅滞なく行うこと。
なお、当該手続きにかかる費用は受注者の負担とする。